

令和4年2月25日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 牧 原 英 敏
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 明 賀 浩 富	危機管理監 川 村 道 典
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 小 田 邦 子
布野支所長 長 田 瑞 昭	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 古 野 英 文
三和支所長 立 花 周 治	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影 山 敬 二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主任 中 田 秋 子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の一部変更
第 2		会期の決定（22日間）
第 3		市長の施政方針について
第 4		議員定数等調査特別委員長報告
第 5	報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 6	議案第17号	三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第18号	三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第19号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
	議案第20号	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第21号	三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第22号	三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第23号	三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第24号	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第25号	三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
	議案第26号	三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例（案）
	議案第27号	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第28号	三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）	
議案第29号	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）	
議案第30号	三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）	
第 7	議案第31号	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について
	議案第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

	議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第40号 議案第41号 議案第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定の変更について 市道路線の認定について 損害賠償の額を定めることについて 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について
第 8	議案第10号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）
第 9	議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第13号）（案） 令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） 令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案） 令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案） 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案） 令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）
第10	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号	令和4年度三次市一般会計予算（案） 令和4年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） 令和4年度三次市診療所特別会計予算（案） 令和4年度三次市介護保険特別会計予算（案） 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） 令和4年度三次市土地取得特別会計予算（案） 令和4年度三次市病院事業会計予算（案） 令和4年度三次市水道事業会計予算（案） 令和4年度三次市下水道事業会計予算（案）
第11	議案第38号 議案第39号	令和4年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案） 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）
第12	陳情第1号	「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについて

令和4年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和4年2月25日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の一部変更	7
第 2		会期の決定（日間）	7
第 3		市長の施政方針について	7
第 4		議員定数等調査特別委員長報告	16
第 5	報 1	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	23
第 6	議 17	三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 18	三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 19	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 20	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 21	三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 22	三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 23	三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 24	三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 25	三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 26	三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例（案）	24
	議 27	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 28	三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）	24
	議 29	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 30	三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）	24
第 7	議 31	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について	33
	議 32	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	33

	議 33	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について…………… 33	33
	議 34	指定管理者の指定について…………… 33	33
	議 35	指定管理者の指定の変更について…………… 33	33
	議 36	市道路線の認定について…………… 33	33
	議 37	損害賠償の額を定めることについて…………… 33	33
	議 40	工事請負契約の締結について…………… 33	33
	議 41	工事請負契約の締結について…………… 33	33
	議 42	工事請負契約の締結について…………… 33	33
第 8	議 10	令和 3 年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）…………… 37	37
第 9	議 11	令和 3 年度三次市一般会計補正予算（第13号）（案）…………… 41	41
	議 12	令和 3 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案） 41	41
	議 13	令和 3 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 3 号）（案）…………… 41	41
	議 14	令和 3 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）…………… 41	41
	議 15	令和 3 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （案）…………… 41	41
	議 16	令和 3 年度三次市病院事業会計補正予算（第 3 号）（案）…………… 41	41
第 1 0	議 1	令和 4 年度三次市一般会計予算（案）…………… 44	44
	議 2	令和 4 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）…………… 44	44
	議 3	令和 4 年度三次市診療所特別会計予算（案）…………… 44	44
	議 4	令和 4 年度三次市介護保険特別会計予算（案）…………… 44	44
	議 5	令和 4 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）…………… 44	44
	議 6	令和 4 年度三次市土地取得特別会計予算（案）…………… 44	44
	議 7	令和 4 年度三次市病院事業会計予算（案）…………… 44	44
	議 8	令和 4 年度三次市水道事業会計予算（案）…………… 44	44
	議 9	令和 4 年度三次市下水道事業会計予算（案）…………… 44	44
第 1 1	議 38	令和 4 年度三次市一般会計補正予算（第 1 号）（案）…………… 49	49
	議 39	令和 4 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 1 号）（案）…………… 49	49
第 1 2	陳 1	「島根原子力発電所 2 号機の再稼働をしないこと」を決議し、 島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することにつ いて…………… 50	50


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和4年3月定例会を行います。

三次市議会では、今定例会も引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を行い、さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限をしています。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより令和4年3月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、大森議員及び齊木議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の一部変更

○議長（新家良和君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

議員の所属会派の異動により、議席の一部を変更する必要があります。議席を、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席の議席のとおり一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま着席のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（新家良和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 市長の施政方針について

○議長（新家良和君） 日程第3、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年3月三次市議会定例会の開会に際し、新年度に臨む私の所信と主要事業の概要について御説明申し上げ、市民の皆さん並びに議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

令和4年度は私の市長任期の最終年度となります。この間、新しい三次づくりに向けて、所信表明での理念に基づき、市政を運営してまいりました。そして、市民の皆さんの命と暮らしを守るため、新型コロナ対策を始めとする様々な課題に向き合い、全力で取り組んできたところです。その中で、特に、防災・災害対応、多様な情報発信、デジタル化の推進、広域連携の強化については大きな変化が生まれていると感じています。

具体的には、防災・災害対応については、平成30年豪雨災害の早期復旧に最優先で取り組んだ結果、復旧工事については契約率100%を達成しました。また、貯留施設の整備等による内水対策の強化、避難所の資機材充実など、防災対策を進めています。

多様な情報発信では、必要な情報がタイムリーに発信できるSNSを活用した情報発信を積極的に取り入れました。三次市LINE公式アカウントでは、先般、登録者が1万人に達したところです。

デジタル化の推進では、三次版スマートシティ構想を策定し、市民の皆さんの身近な暮らしをより便利で豊かにするためのICT利活用推進事業などに積極的に取り組んでまいりました。

広域連携の強化では、広島広域都市圏に参画し、圏域の市町との連携による発信力の強化や、本市だけでは完結できない救急相談センターの運営などを開始したところです。また、JR芸備線・福塩線の利活用についても、沿線自治体が一丸となった連携の下、鉄道ネットワークを生かす取組を進めています。

こうしたこれまでの施策推進に対し御支援・御協力を頂いている市民の皆さん、議員各位に、この場をお借りし、改めて御礼を申し上げます。

それでは、まず、本市を取り巻く経済状況を見れば、三次商工会議所が実施した令和3年10月から12月期の景況調査では、業況DI値が大幅改善となるなど、昨年秋以降、個人消費や生産は持ち直しの動きが見られていたところです。しかし、年明け以降の全国的な新型コロナの感染急拡大により、再び経済活動が停滞する状況となっています。加えて、原油価格の高騰や原材料費の上昇、半導体の供給不足などが様々な事業者に影響を与えていることから、経済情勢を引き続き注視していきます。

新型コロナについては、本市においても、年明け以降、連日感染症患者が確認されており、保育所や学校、給食調理場の臨時休業、また、1月末には市立三次中央病院でも多数の感染症患者が確認され、新規の入院や手術を一時休止するなど、市民の皆さんの日常生活に大きな影響が出ています。罹患された方々には心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い御回復をお祈りいたします。また、医療関係者を始め、新型コロナ対応に日々奮闘されている皆さんには改め

て敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナの拡大防止対策として、三次地区医師会の御理解・御協力の下、県内でもいち早く、1月11日から高齢者の皆さんへ3回目のワクチン接種を開始し、2月24日現在、接種率は57%と、県内でも高い状況となっています。2月21日からは、全ての方の接種間隔を2回目完了から6か月とし、接種を希望される方が早期に接種できる体制といたしました。また、5歳から11歳の子どもにワクチン接種の対象が拡大されました。ワクチンに関する情報を積極的に発信し、接種を希望される本人と保護者の方が安全な環境の下、安心してワクチンが接種できるよう、現在、医療機関との調整等、準備を行っているところです。市民の皆さん、事業者の皆さんには、引き続き様々な制限、制約もお願いしているところではありますけれども、感染の早期収束を図るため、引き続き基本的な感染症対策について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

こうしたコロナ禍の状況において、市内では、民間による宿泊施設の立地やショッピングセンターの建て替え、地域密着型サービス施設の整備など、新たな投資による前向きな動きが見られ、本市の活性化につながるものと期待しております。新型コロナにより、仕事や暮らしにおいて、人々の価値観の変容、デジタル社会への加速など、社会構造に大きな転換期が訪れる一方、豊かな自然や資源にあふれた地方が注目されるなど、新しい時代が到来しています。新型コロナに対応しながら日常を取り戻し、この新しい時代における新しい三次づくりに志を持って挑戦し、市民の皆さんが元気で笑顔にあふれる1年となるよう、引き続き全力で取り組みます。

続いて、財政状況について申し上げます。

令和2年度決算の実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標はいずれも基準以内で、財政の健全性を維持していますが、一般財源の余裕度を示す経常収支比率は、令和元年度と同様、97.5%となり、依然として経常的に使える一般財源の余裕がない状況となっています。昨年11月には三次市長期財政運営計画を策定し、令和12年度までの収支見通しをお示しいたしました。歳入については、普通交付税の優遇措置の終了や人口減少等の影響により、経常的な収入の増加は見込めない状況であり、歳出についても、少子高齢化等に伴う社会保障関係経費や公共施設の維持管理費等は依然として高い水準で推移し、限られた財源による厳しい財政運営が続くものと見込んでいます。将来を見据え、今後の様々な行政需要に応えるため、三次市行財政改革推進計画の各種取組項目を着実かつ計画的に実行するなど、安定的な財政基盤の確立に取り組みます。

次に、令和4年度当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和4年度の当初予算では、新型コロナや頻発する大雨災害など、様々な対応が迫られている中、持続可能な財政運営を意識し、徹底した内部管理経費の削減や、選択と集中による施策の見直しと再構築などを進めたところです。その上で、コロナ禍からの回復、そして飛躍に向けて、これまでの事業を継続かつ充実するとともに、第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略や三次市過疎地域持続的発展計画で掲げた各種施策や事業を着実かつ計画的に進めるた

めの予算といたしました。特に、命と暮らしを守る危機管理対策、多様な情報発信、そしてデジタル化の推進の3つの施策については重点的に取り組み、市民の皆さんの暮らしをより安全・安心に、より心豊かにする施策を推進します。

なお、新型コロナ対策については、最優先事項の1つに位置づけて取り組んでまいりますが、国の新型コロナに対応した地方創生臨時交付金を活用して、当初予算に続き補正予算で編成したところであり、年度当初から当初予算と一体的にウィズコロナ、アフターコロナに対応していきます。

続いて、令和4年度予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計と5つの特別会計、さらに3つの企業会計を合わせた市全体の予算規模は693億983万円で、令和2年度に比べて2億4,447万2,000円、0.4%の増としています。このうち一般会計は375億8,000万円、前年度に比べて5億5,000万円、1.5%の増、5つの特別会計は134億1,204万6,000円で、前年度に比べて1億493万8,000円、0.8%の増としています。

一般会計の歳入の特徴としては、令和3年度に見込んだ新型コロナによる市税の落ち込みが限定的だったことから、令和4年度の市税は一定の回復を見込み、約5億7,000万円の増額としています。一方で、市税の落ち込みを国が補填する地方特例交付金は約4億2,000万円減額しています。また、地方交付税は約3億1,000万円の増を見込んでいますが、全体的な財源の確保は厳しい状況が続いており、財政調整基金などの繰入金を令和3年度とほぼ同水準の約12億9,000万円繰り入れることとしています。

歳出の特徴を性質別に見てみると、義務的経費については、人件費は約1億3,000万円減少していますが、扶助費及び公債費は合わせて約3億5,000万円の増となっており、削減が困難な経費が増加しています。その他の経費は内部管理経費の削減に努めつつ、新規事業や拡充事業については財源の確保に最大限努力し、円滑な実施に向けた事業費を確保いたしました。また、普通建設事業費は、学校給食調理場整備事業が増額となっているものの、八次コミュニティセンター整備事業の終了等により約8,000万円の減となっています。災害復旧事業費については、復旧工事の進捗により約6,000万円の減となっています。

続いて、所信表明でお示した市政推進のための7つの重点項目の分野に沿って、重点方針を御説明申し上げます。

1点目は、「災害に強いまちづくり」です。

昨年の市政懇談会では、自主防災会及び住民自治組織の皆さんと地域の防災について意見交換を行いました。地域の皆さんが防災・減災に関して積極的に取り組んでいただいていることに対し感謝を申し上げます。引き続き、自助・共助・公助による防災・減災対策を重層的に進めます。

平成30年の豪雨災害からの復旧については、関係各位の御協力の下、着実に復旧工事を進め、公共土木施設及び農地・農業用施設ともほぼ完了したところです。令和2年、令和3年の災害復旧についても引き続き最優先で取り組みます。

畠敷・願万地地区の内水対策については、国・県との連携の下、貯留施設整備等の事業を進

めます。現在整備中の五龍川貯留施設については、多目的に活用できるようバスケットボールコートを整備し、落成記念として3×3バスケットイベントの開催を計画しています。その他の地域についても、流域治水の考え方に沿って、排水機場ポンプの更新や、ため池を活用した治水対策、商用電源を利用した排水ポンプの導入など、内水対策を進めます。

また、近年は、本市においても毎年のように水害が発生しており、特に昨年は、本市のほか、江の川本流沿いの安芸高田市及び北広島町において、越水等により大きな被害が生じました。このため、先般、本市、安芸高田市及び北広島町が国土交通省及び県に対して治水対策の強化を要望したところ、国土交通省から、粟屋地区から上流部について特定都市河川に指定する旨の提案がありました。特定都市河川に指定されれば、流域治水対策に係る直轄事業及び補助事業の強化に資することが見込まれるため、本市としては指定について前向きに検討したいと考えています。

今年は、本市に甚大な被害をもたらした昭和47年の豪雨災害から50年目という節目の年となります。四七災害を過去のことでなく未来に起こり得るものとして想定し、啓発や訓練を行うとともに、流域治水や避難対策、消防団の充実・強化など、ハード・ソフトの両面から防災対策を前進させることにより、災害に強いまち三次の実現を図ってまいります。

2点目は、「ICTの活用で暮らしを豊かに」です。

昨年9月には、国においてデジタル庁が発足し、また、岸田内閣においても、デジタル田園都市国家構想による地方活性化が成長戦略の柱として位置づけられているところです。本市では、こうした国の動きに先駆け、令和2年11月には、「田園都市×デジタル～つながるみよし」を掲げ、窓口のキャッシュレス化やオンライン行政サービス、学校や保育所等におけるICT化を導入しています。引き続き、市民の皆さんの身近な暮らしをより便利で豊かにし、みんなに優しいデジタルをめざしたデジタルトランスフォーメーションの更なる推進を図ります。

昨年開催し、好評を頂いた高齢者向けのスマートフォン教室の継続や、スマートスピーカー利活用の調査研究を始めとするICT利活用推進事業、また、官民連携によるコンソーシアムでは、講演会等による機運醸成や人材育成を推進し、市民の皆さんにデジタル活用のメリットを実感していただけるよう取り組みます。また、今後のデジタルサービス提供拡大の鍵となるマイナンバーカードについて、出張受付による申請のサポートなど、普及促進に向けた取組を強化します。

3点目は、「三次の元気づくり」です。

雇用労働環境の向上を図るため、多様な人材確保促進事業に取り組み、人材確保に向けた調査や仕組みづくりなどを行います。また、市内事業者の販路拡大支援として、事業者販路拡大支援事業により、三次産品の市外・県外へのPRを強化します。

定住人口の拡大をめざす移住者支援については、コロナ禍により地方での生活が注目されているこの機運を捉え、移住・定住ポータルサイト及びSNSを活用し、三次での農ある暮らし、実現できるライフスタイルなど、みよし暮らしの魅力を発信します。きめ細かな相談体制やオンラインを活用したみよし暮らしを紹介するセミナーの実施、住宅取得の支援など、総合的な

移住者支援を進めていきます。また、出会いの場を積極的に創出する市内団体の活動を支援するため、縁つなぐ出会い創出支援事業を実施します。

商工業の振興に当たっては、新型コロナに対応した地方創生臨時交付金なども有効に活用しながら、引き続き、国や県、三次商工会議所や三次広域商工会などと連携・協力し、地域経済回復の支援を行います。

4点目は、「計画性のあるまちづくり」です。

昨年11月には、今後の責任ある計画的な市政運営を図るため、三次市長期財政運営計画を策定したところです。また、令和12年度まで引き続き過疎地域に指定され、三次市過疎地域持続的発展計画の策定により、引き続き効果的な財政支援として過疎対策事業債の活用が可能となりました。こうした計画に基づき、未来に責任を持ち、将来を見据えた計画的な事業推進に努めます。

新しい学校給食調理場については、建築主体工事等の入札を行い、今議会に契約の議決をお願いしています。三次産農産物を安定して供給する仕組みや運営体制等を構築し、安全・安心な給食を提供できるよう、令和5年2学期からの供用開始に向け、着実な事業推進を図ります。

また、三次小学校、東光保育所、市立三次中央病院、次期一般廃棄物最終処分場など、市民生活に欠かすことのできないインフラの改築・整備について、関係する皆さんの御意見を丁寧に聞き、また御協力を頂きながら、その計画策定、実施設計等に着手します。

そのほか、道路、橋梁、上下水道など、日々の暮らしに欠かせない生活基盤の整備・維持についても、それぞれ計画的に事業を進めます。

5点目は、「スポーツ・文化の振興」です。

まず、文化の面において、4月には、奥田小由女先生の文化勲章受章をお祝いし、先生の御功績を広く発信していくため、講演会や特別企画展などの記念事業を計画してまいります。引き続き、市内4つの美術館や湯本豪一記念日本妖怪博物館、市民ホールきりりなどにおいて、質の高い文化・芸術に触れる機会を提供します。また、これまでの長い歴史と伝統を引き継ぐ鶴飼や、寺町廃寺跡整備事業を始めとする文化継承にも継続して取り組みます。

スポーツの面では、三次きんさいスタジアムに広島東洋カープが3年ぶりに帰ってきます。8月14日に阪神タイガースとのウエスタンリーグ公式戦が開催されますので、真夏のスタジアムを真っ赤に染めていただき、熱い声援をお願いします。また、今年も11月に女子硬式野球西日本大会を開催できる運びとなりました。まだ女子野球を御覧になったことがないという方も多くと思います。ぜひ各球場で選手たちの熱いプレーを御覧いただき、御声援をお願いします。大会を通じて、女子野球タウンとしての三次をしっかりと情報発信し、認知度を高めていきます。

こうしたスポーツを「見る」という機会を通じて、自ら「する」へ、さらに、関係団体などの参画により「ささえる」人づくりへつないでいく「スポーツのまちみよし」をめざすとともに、子どもの夢の応援や女性活躍、市民の健康増進と健康寿命の延伸の実現、さらには観光と連携したスポーツ交流人口の拡大などに取り組みます。

6点目は、「地域資源を活かした産業づくり」です。

観光面では、三次市観光戦略に基づき、本市の観光を稼ぐ力の創出につなげるよう、新たな組織体制の下、継続的なデータ収集を行い、地域資源を活用した観光商品の開発に取り組みます。

農林畜産業の分野では、（仮称）みよしアグリパーク整備事業において、引き続きワイン用ブドウ専用園地の整備を進めるとともに、トレッタみよし周辺の整備につきましては、官民連携手法等の調査研究を進め、農畜産物の魅力発信、販売力強化、所得向上に向けた魅力ある新たなエリアとしての具体化を図ります。

薬用作物等の栽培では、三次市薬用作物等栽培技術研究会（薬栽研）と東京農業大学、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（医薬基盤研）との共同研究により栽培技術の確立、栽培マニュアルの作成を進めるとともに、医薬品メーカーとのマッチングにより販路確保に取り組みます。

7点目は、「暮らしの安心」です。

J R芸備線・福塩線は、本市と都市部をつなぐ都市間幹線交通手段として、日常生活での利用はもちろん、ビジネスや観光目的での利用のほか、沿線の中学生及び高校生の通学手段にもなっており、地域住民の欠かせない移動手段です。鉄道のみならず、他の地域間幹線公共交通機関を始めとした公共交通の利用拡大を図るため、J Rなどの運行事業者の御協力を頂くとともに、沿線市町や県との連携を深めながら、鉄道及び地域の活性化につながる利用促進策を実施します。

保健・医療・福祉の面では、新たに医療的ケア児保育支援事業や医療的ケア児在宅レスパイト事業に取り組み、御家族の負担軽減、医療的ケア児の健やかな成長の支援を行います。また、介護サービス基盤整備として、介護サービス事業所の施設整備を支援し、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

引き続き、市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画などに沿って、関係機関と連携した介護予防・生活支援サービス事業、障害者支援事業、地域包括ケアシステムの構築などに取り組み、「いきいき健康日本一のまち」をめざします。

続いて、第2次三次市総合計画の政策の体系に沿って、主な取組について御説明申し上げます。

「ひとづくり」における教育の分野では、本市を取り巻く社会情勢の急激な変化にしなやかに対応するため、来月には第2次三次市教育ビジョンを取りまとめます。教育大綱の基本理念を継承し、次代を担う三次の子どもたちを育む取組や、生涯にわたって市民一人一人の可能性とチャンスを最大限高める環境づくりを進めます。

これまで取り組んできた三次市小中一貫教育をさらに充実・発展させ、学校・家庭・地域等が協働して子どもたちを育むコミュニティスクールの設置を三次中学校区から順次進めてまいります。

児童生徒の確かな学力向上では、1人に1台配備したタブレット端末なども有効に活用しな

がら、児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細やかな指導を行い、子どもたちの力を最大限伸ばしていきます。

学校規模適正化については、基本方針に基づき、情報提供や情報発信を行いながら、各学校区の状況に合わせた取組を丁寧に進めていきます。

また、子育て支援の分野では、こども発達支援センターの運営やこども医療費助成事業など、充実した三次の各種子育て支援事業について継続して実施します。

スポーツ・文化の分野では、スポーツのまちみよし応援事業として、スポーツ合宿や大会誘致等を積極的に行います。併せて、選手や観客の皆さんに快適にお過ごしいただけるよう、球場の環境改善のための改修にも順次着手します。

また、文化面では、吉舎町にある重要文化財奥家住宅の保存修理に着手します。

男女共同参画の分野においては、一人一人の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、国際女性デーや男女共同参画週間を中心に啓発事業などを実施します。また、誰もが安心して暮らせる社会をめざして、性的マイノリティーの社会的理解の促進を図り、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討します。

また、平和で全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、平和の尊さを次世代へ引き継ぐ事業、人権尊重の普及・啓発を行い、他者と共感し、多様性を認め合う人づくりに積極的に取り組みます。

地域公共交通分野においては、引き続き市民の皆さんが安心して日常生活を送ることができるよう、生活移動手段の確保・維持に取り組みます。

医療の分野において、市立三次中央病院では、引き続き新型コロナへの対応など、地域医療を守るため、三次地区医師会や市内の医療機関と連携した取組を行ってまいります。令和4年度には82名の医師で診療をスタートする予定となっており、医療提供体制の維持に努め、備北地域の中核病院としての専門性を発揮しながら、広島県や広島大学、関係団体と連携の下、医療の質の向上をめざします。

福祉の分野においては、新たに口腔ケアによる高齢者フレイルの予防事業に取り組むなど、「生きがいの持てる三次」の実現のため、引き続き社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者や障害者の皆さんの健康づくり事業、生きがいつくり事業の充実を図ります。

また、消費生活における安全・安心確保のため、引き続き消費生活センターによる相談体制の確保や啓発行動を行っていきます。

「仕事づくり」では、女性活躍推進プラットフォーム事業やみよし産業応援事業により、引き続き地域経済の活性化につながる起業・就労支援等を行い、併せて、コロナ禍からの回復、飛躍にもつながるよう取り組みます。

農林畜産分野においては、第2期農業振興プランのめざす将来像「持続可能な地域農業の確立」に沿って、引き続き、農業者、JAなど関係機関と連携の下、新規就農者の育成・確保、集落法人や認定農業者等の担い手の育成・強化などに取り組みます。

新たに取り組む環境保全型農業推進支援事業では、環境と安全に配慮した緑肥作物、生分解

性マルチフィルム等の購入を支援することで、ビニール資材の削減や作業の省力化、化学肥料の低減を図り、環境に優しい農業を推進します。また、農業基盤の整備のため、ため池や用排水路等の防災・減災対策、農地改良などを継続して実施します。

次に、「環境づくり」です。

カーボンニュートラルの実現は、岸田内閣において成長戦略の柱の1つとなっています。本市においても、この豊かな自然環境を次代を担う子どもたちに残し、引き継いでいかなければなりません。そのため、三次市環境基本計画に基づき、脱炭素普及啓発事業などに取り組みます。また、ひろしまの森づくり事業などにより、里山の適切な環境整備を実施します。

計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくり、防災・減災等への活用を図るため、都市計画基盤図のデジタル化や都市機能集約計画の策定に着手します。

また、県林業技術センター三次高平施設等については、その有効な利活用に向けた検討業務に着手するほか、作木支所、甲奴支所の耐震化等の事業に取り組むことにより、支所の耐震化等の整備完了が見通せる状況となります。市道・県道、橋梁や上下水道なども、計画的な資産管理と適切な支出・負担により、市民の生活や産業を支える社会資本として適切に保全するとともに、持続的に整備・活用していきます。

また、国や県と連携・協力して各種整備事業を進めていくとともに、さらなる事業展開に向け、本市の主要な施策の効果を十分に発揮していく上での必要な要望活動を積極的にを行います。

「しくみづくり」では、元気で笑顔あふれる地域づくりに向け、各住民自治組織の地域まちづくりビジョン実現に向けた支援、また、目的型コミュニティや次世代のまちづくりの担い手である若者たちと各地域をつなぐウチソト“ツナガリ”つなぐ事業等による活力ある地域づくりを進めます。

令和5年度までとなっている現三次市総合計画については、その検証やアンケート調査など、次の計画策定に向けた取組を開始します。

また、広域連携の取組では、昨年4月から参画した広島広域都市圏において、課題解決に向けた積極的な事業提案も行いながら、神楽等による三次の魅力発信や観光・商工業の振興、公共交通対策など、圏域の市町と連携した取組を行います。基幹業務システムの連携では、安芸高田市との自治体クラウドに関する協定に基づき、令和5年1月の共同利用開始に向け、データの移行やシステムの切替え作業を行い、安定的な運用とコストの削減につなげます。

本市の様々な資源を組み合わせ、多彩に情報発信し、市民の皆さんがまちに誇りと魅力を感じ、三次に暮らしてよかった、もっとよくしていきたいという思いを込めた「笑顔を広げるシティプロモーション」を展開します。そして、全国的なつながりを広げながら、本市が行ってみたい、住んでみたい、働きたいという選択肢となれるよう、戦略的に取り組みます。

昨年夏の東京パラリンピックでは、本市ゆかりの選手の頑張りに感動と勇気を頂きました。川本翔大選手の歓喜のペダル、白砂匠庸選手の魂の投てきに胸を熱くしました。彼らの視線は既に2年後のパリへと向けられています。私も、しっかりと将来を見据え、市民の皆さんとともに新型コロナによるこの難局を乗り越え、元気で笑顔あふれるふるさと三次のまちづくりに、

先頭に立ち、力強くチャレンジしていきます。

令和4年度においても、私の市政推進の原点である対話を大切に、市民の皆さんと直接的・間接的に様々な形でつながり、声をしっかりと丁寧に聞かせていただきながら、責任ある市政運営に邁進してまいる所存です。市議会におかれましても、新型コロナ対策に関し、柔軟で迅速な対応に努めていただいています。引き続き行政と議会が一丸となり、新型コロナ対策を始めとする諸施策に取り組んでいきたいと考えていますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、令和4年度の市政運営に当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。御清聴ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員定数等調査特別委員長報告

○議長（新家良和君） 日程第4、議員定数等調査特別委員長報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

（議員定数等調査特別委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 小田議員定数等調査特別委員長。

〔議員定数等調査特別委員長 小田伸次君 登壇〕

○議員定数等調査特別委員長（小田伸次君） 皆さん、改めましておはようございます。議員定数等調査特別委員長報告を行います。

議員定数等調査特別委員会は、議長の所信表明である「議員定数削減によって議員に係る年間人件費を削減することで個々の議員報酬の引上げも検討したい」、「将来の三次市を担う若くて優秀（意欲的）な人材が市議会に立候補できるように、その構築も考えていかなければならない」に基づき、令和3年6月定例会において、10人の委員をもって設置されました。

これまで14回の委員会を開催し、令和元年12月に報告された議会改革推進特別委員長報告を基に、市町村合併後の議員定数の変遷、県内市議会や全国の類似自治体議会の実態、先進事例による議員報酬額の検証、また、昨年10月には議員定数を主なテーマとした市民アンケートを実施するなど、様々な角度から調査を行い、委員間での自由討議を中心に議論を重ねてまいりました。

まず、議員定数削減に伴う個々の議員報酬を引き上げることに關して、県内及び類似自治体議会の議員定数の実態を調査しました。

委員会では、平成16年の市町村合併協定事項である議員定数の取扱い、平成18年に設置された議会活性化等調査特別委員会及び平成24年、平成28年に設置された議会改革推進特別委員会での協議経過と委員長報告を再確認した上で、広島市、福山市及び呉市以外の県内一般10市議会の議員定数の変遷や、全国市議会議長会が令和2年に調査した人口階層別の815市議会の議員定数の状況、平成26年6月に議員定数2減の改正条例の発議に至る根拠とされた当時の類似12自治体と、今回、過疎要件を加えた類似10自治体の議員定数の実態を調査しました。

県内市議会では、新市の議員定数在任特例とされた2市を除いて、いずれも当初の定数から



約3割減員されており、全国の人口が5万人から10万人の250市の現状は、1市当たり平均定数が20.6人となっています。また、以前調査された類似12自治体の議会では、平成26年当時の議員定数の平均は24人でしたが、令和2年には人口減少に伴ってか21.1人と減っており、新たに調査した類似10自治体の議員定数の平均は21.3人でした。該当する全ての市議会では、議員定数はいずれも削減されており、本市に人口規模や都市構造が近いとされる類似自治体の議会との実態比較では、本市の議員定数はその平均値より多いことが分かっています。

議員定数を検討する上で、民意の聞き取りも重要になります。これまで、議会報告・懇談会を通じて市民の意見や思いを聴取してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止から、昨年度に続き、今年度も中止となりました。これに代わる取組として、本市議会で初めて市民アンケートを実施しました。回答数は1,623件に上り、多くの市民が関心を持っておられることを改めて感じたところです。

議員定数に関する問いには、人口減少や財政への影響、他の自治体並み、これまでの活動であれば減らしても構わないとの厳しい意見を含め、議員定数を減らすべきとの回答が66%、地域の代弁者的立場にある議員を減らすことは好ましくない、定数削減によって、特に周辺部の声が市政に届かなくなることへの懸念から、現状維持を望む声が26%の結果となりました。具体的な定数については、「20人」と答えられた方が597人と最も多く、「現状維持」を望む方が345人、「22人」がよいとされた方が125人と続きました。さらに、「地元で議員が必要だ」とする回答は53%、「必ずしも必要ではない」とする回答が44%でした。市町村合併から17年を経過していることもあってか、市民の意識の変化も少し感じられます。

議員定数の削減についての委員長を除く9人の委員の意見は、これまでの調査や市民アンケートの結果から、「広大な市域がある中で、地域の声を吸い上げ、市政に届けるためには多くの窓口があったほうがよい」、「議員定数を削減すれば、有権者の多い中心部に議員が偏ることが危惧される」と現状の定数を維持すべきとする2委員と、全国の類似自治体議会が議員数を減じてきていること、市財政の硬直化等の課題や市民アンケートの結果から、定数は減ずるべきとした7委員に分かれました。

また、減ずる具体的な数は、類似自治体や近隣市議会の実態、市民アンケートの結果などを主な理由に、4人減の定数20人が2委員、「本市議会は委員会主義であり、大幅な議員数削減による委員会審査の一時的な意見集約を避ける必要がある」、「議員定数の削減を望む多くの声はあるが、過度な定数削減に伴って、地域の声が市政に届きにくくなる」などの理由から、2人減の定数22人を5委員が主張しています。議員がいないと地域の声が市政に届かないとする意見に対して、「そのような行政システムであれば、そのこと自体がおかしい状態であり、本来の姿ではない。市政に地域の声を届ける新たな仕組みをつくり上げるべき」とする提案もありました。

この付託に対する委員会の結論は、議員定数は現状を維持とする意見も含め、市民や地域、各種団体との意見交換や活動を通じて示されたものであり、議員定数を減ずるべきとする意見が多かったものの、考えを1つにまとめることができませんでした。

続いて、議員定数の削減に伴い議員報酬を引き上げることにに関して、本市の議員報酬額は現状に見合ったものであるのか、他の市議会報酬額と単純に比較する方式と全国町村議会議長会が提案された議員の活動実態、いわゆる活動量から報酬額を求める原価方式、会派から提案された首長給料と議員報酬額の割合から求める方式の3つの方法を使い、様々な角度から検証いたしました。

比較方式での本市の議員報酬額は、県内市議会の平均額より下回る一方、類似自治体議会との比較では上位に位置している結果となり、市長給料を市長の年間職務遂行日と議員活動換算日数の割合から求めた原価方式による試算額は、現行額の37万1,000円より11万円も高い月額48万円となりました。さらに、会派から提案された広島県の首長給料と議員報酬額の割合から試算する方式でも月額約43万円と、現行額を上回りました。一方、本市を除いた人口規模が4万人以上6万人未満の類似する50自治体に対象を置き換えた場合の試算では月額約35万円となり、本市の報酬は高額であるとの結果となりました。

併せて、委員から指摘のあった議員報酬と本市の財政状況との関連については、報酬引上げは必要だと思うが、単に報酬額を上げることになれば、予算増につながり、財政に影響を与えるものとする意見と、本市の一般会計規模であれば、議員報酬額をアップしても全体予算への影響は少ないとする意見などがあり、議員報酬自体を財政状況に照らし合わせて議論すべきではないとの判断に至りました。

議員報酬額の検証結果は、都市規模や財政力指数などによって議員報酬額に大きな幅があり、また、議員活動換算日数に基づいて検証する原価方式も、その活動量の設定いかんによって試算額に影響が表れるなど、我々が現行の議員報酬額の見直しに通じる明らかな根拠を示すことには限界があると整理しています。

次に、「優秀（意欲的）な人材が市議会議員をめざすための条件整備」についての議論を報告します。

近年、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まり、小規模市町村においては、無投票当選とともに、選挙における定数割れが生じるなど、議員の成り手不足の問題が深刻なものとなっています。先日、大竹市でも議会議員選挙が無投票となったことを受け、議員定数に関する議論が始まったとする新聞報道は記憶に新しいところであります。

議会の議員構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低い状況が続き、また、女性議員がいない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高くなっている傾向も見られると総務省が報告書にまとめています。さらに、性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることは、住民にとって議会が遠い存在であると感じられ、意欲のある住民に立候補を思いとどまらせることにつながるなど、議員の成り手不足の原因の1つになっている面があると考えられるとされています。

また、全国市議会議長会を含む議会3団体も、若者や女性、民間サラリーマンなど、多様な人材の議会への参画を促す取組が、地方議会にとって、地方分権の進展や社会経済が急速な構造変化する中では肝要だと指摘しています。我々も、多様な人材の三次市議会への参画に向け

た条件整備をとする議長の考えと同様で、地方議員の厚生年金加入実現や退職金の支給など、経済面の保障が必要との認識です。ただし、これは法整備を伴う国家的課題であることから、関係団体と足並みをそろえ、引き続き要望していくものであります。

以上の調査結果を踏まえた議員報酬の引上げに関する議論では、社会情勢の変革に伴う厚生年金加入などの各種手当は検討が必要としながらも、市内勤労者の給料実態などを理由に報酬引上げは求めるべきではないとする意見と、コロナ禍における地域経済や地域活動が停滞する現状下に求めるものではないとした上で、複雑化する社会情勢や民意の反映に伴う議員活動の多様化、県内市議会議員報酬額との比較結果、市長給与とのバランスや、市長と同じ公選職にあるにもかかわらず金額に明らかな差があること、経済面の保障を確立することで多様な人材の議会への参画を促すことの必要性などを理由に、多くの委員が議員報酬の引上げを求めています。

ただ、報酬の引上げを求めるのであれば、議員定数を削減するタイミングが市民の理解を得やすいとする意見があったものの、基本的には議員定数と議員報酬を関連づけて議論すべきではないとの結論に至っています。

また、この調査を通じて、三次市議員報酬及び特別職給料審議会は、平成17年以降、一度も開催されていないことが明らかになりました。これまで開催する社会情勢でなかったことを十分に理解しつつも、この間、我々の報酬額の是非について検討が行われていないことに疑問を感じています。この先、コロナ禍が落ち着き、地域に明るさが戻ったとき、または、我々議員の次回改選期などの社会情勢の変化に合わせて、市長におかれては、審議会開催の実現に向け、前向きに検討をお願いするものであります。

本委員会は、これまで10人の委員で真摯に議論してきました。議員定数に関しては、多くの委員が調査結果や市民の声に基づいて減ずるべきとしています。また、議員定数削減に伴う議員報酬の引上げについては、議員定数と報酬と一緒に議論すべきではないとした上で、市長給与とのバランス、県内市議会議員報酬額との比較結果や議員活動の実態などから、地方議員の厚生年金加入実現の各種手当を含め、議員報酬の引上げに大半の委員が賛同しています。このことは、意欲的な若者や女性が市議会に立候補できるようにとの議長の思いである、多様な人材の本市議会への参画にも通ずるものと考えています。

以上が、付託事項に対する委員会での自由討議を中心にまとめた報告となります。今回の報告では、委員会における調査内容やその結果、自由討議の中身といった細かな部分をお伝えし切れません。別紙、特別委員会最終報告書に詳細を記していますので御覧ください。

最後に、今回の調査を終えるに当たり、「地域での議員活動が見えない」「活動の割には報酬が高額なのではないか」という市民アンケートにあった不満や指摘は、これまでの議員活動を個々が見直すとともに、それぞれの成長を促すよい機会であったと捉えています。この議員定数と議員報酬を通じての議論は、目まぐるしく変化する社会情勢の下、我々が常に活動を振り返り、いかに市民・地域の声に応えるものとなっているかを検証する大きな取組になります。今後、どのような形となるか分かりませんが、この課題について議員間で議論できる機会を継

続して求めるものであります。この課題解決をめざす自由討議から個々が多様な民意を的確に受け止める力を養い、積極的な調査研究を含む意欲的な議員活動を通じた三次市議会全体の活性化が多くの市民の議会に対する信頼につながっていくものと考えています。

以上を申し上げ、議員定数等調査特別委員長としての最終報告といたします。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 何点かお尋ねをしたいと思いますのですが、まず、定数減とする意見が多かったということでありますが、定数減をすれば、市民からの意見、公聴の充実ということについては、どういうふうに議論をされて、どういう認識だったか。どういう議論があったのかお尋ねをしたいと思います。

それから、議会活動がよく分からんとか、少ないとかいうアンケートや意見もあったようですが、議会の活性化について、ならどうするのかという議論はなかったのかというのが2点目。

3点目は、アンケートであります。60代以上が75%、20代はたった18人、30代は70人。100人も20代、30代はなっていないですね。それについての議論は、全体意見としてじゃなくて、高齢者というか、60代以上が75%だったという結果であります。それについてはこのアンケートについては書かれておりませんが、その辺りの議論はどうだったのか。

それから、厚生年金の加入であります。これは全国的に厚生年金の加入というのがありますが、国民年金へ加入しておりますが、その増額という選択肢も今までであったと思います。議員がですよ。厚生年金じゃなくて、国民年金を充実・強化すべきだという意見も全国的にはあると思いますが、それについては、国民年金、厚生年金の議論がされていますが、そこはどうだったのかお尋ねをしたいと思います。

（議員定数等調査特別委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 小田委員長。

○議員定数等調査特別委員長（小田伸次君） 一番最初の定数減に対してのところでは分からない言葉もあったんですが、先ほど申しましたとおり、今報告しました詳しい内容は報告書のほうにまた書かせていただいておりますけども、この定数減というものは様々な意見として語られたと。もう一回、その定数減についての何を言われたのか、もう一度、すいません。

○20番（竹原孝剛君） 公聴制度、要するに、市民からの意見を聞く制度というのが、人が少なくなれば聞かれんようになるので、そのことの議論はなかったのかという。人が少なくなれば、より市民の意見が聞けなくなるんじゃないかということについての意見はなかったのかという。

○議員定数等調査特別委員長（小田伸次君） 報告書に書いてあるとおり、議員が少なくなれば市民の声が市政に届けにくいんじゃないかという意見はありました。当然それもありました。それの中で、それはそういう意見もありましたし、今言ったように、そのほかは、やっぱり減すべきだと。それについて、議員が活動を活発化していくことが、またそれによって応えられ

るんじゃないかということがありました。それについて、そういう議論というか、削減することによってそういうことがあるので、議会の議員がもうちょっと質を向上していかなければならないんじゃないかという意見もありました。

そして2つ目、議会活動の充実の内容についてどうするかということは、これは個人々人がやっていたかなきゃいけないという意見はありますが、その詳しい内容については議論はなかったように思います。

アンケートの年齢構成ですけれども、これは、当初始めたときに、正直申し上げて、アンケートがここまで多く返ってくるとは思っておりませんでしたけど、それに鑑みると、短い期間の中で多くの意見を頂いたということで、これはあくまでもアンケートは参考として議論しようという形で、年齢層がいろいろと、若い人と年配の方と、年齢層が分かれたことについての、これについてどうこういった議論はなかったように思います。

そして、年金のことですけれども、これはあくまでもこういった形で私たちを取り巻く環境、議員を取り巻く環境の中で、国のほうでも言われておりますけれども、厚生年金の加入であるとかいう話がありましたけど、国民年金の増額のことについては、これは話は出ていなかったというふうに記憶しております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ありますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 定数減によって市民からの意見が聴取できないというか、公聴制度について充実しようという話はなかったということですよ。そういう議論はなかったということなのかというのをもう一回聞かせていただきたいと思います。

それから、議会活性化で、個々の活動はどうにかしようという話はあったが、議会そのものが、例えば常任委員会の定例化とか、重要案件、例えば今回のコロナとか学校給食問題で委員会を開いているいろいろ議論したよというようなことがやっぱり市民によく見えてないと思うんですよ。その辺りのことの議論が、重要案件について活動を強化しようというような意見はなかったのかということ。

その2点お願いします。

（議員定数等調査特別委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 小田委員長。

○議員定数等調査特別委員長（小田伸次君） さっきも言いましたけれども、定数が少なくなったら、当然、議員数が少なくなるわけですから、その分、聞く耳がなくなるんじゃないかというような意見もありましたけれども、それで、そういうふうにはならんというふうなシステム提案もあったと思いますけれども、そういうんじゃないかと、やっぱり市民の声を酌み上げるシステムというのはちゃんと考えなきゃいけないんじゃないかという意見も、今回もその報告書の中にも書かせてもらっていますが、そういう会話はありましたけれども、市民の声を聞かなくなるということはないというふうに思いますし、議員の皆さんもその形での活動をしていくんだという

ことが大切だという話にはなっただと思いますが、それに続けて、議員活動の充実という面に関して、当委員会は、議員定数と報酬に関して特化した調査研究をしまして、議員改革の推進という意味での中身の議論はしてなかったというふうに思います。ただ、言葉の端々では、活動を充実していかんやいけんというのはありましたけど、その内容についてはありませんでした。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はございませんか。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） この前の、議運のところで私も発言をさせていただきましたけれども、根本的な問題の整理というのが必要になってくるのではないかなと思うんですね。「私は地域で推していただいたわけではないから、市民全体の議員として頑張るんだと」、それはそれで結構だと思うし、または、「いやいや、うちは過疎の田舎だから、地域の中で俺は頑張らなきゃいけないよ」と言われる議員さんもいらっしゃると思います。それは、それぞれがそれぞれの持分というか領域の中で判断をされる自分の立ち位置というものだろうと思うんです。そのところが、しかし、全体、20であろうが24であろうが、30になっても、たった5人になっても、そのアンバランスが解消されなければ、この議論というのは永遠に続いていくのではないかなというふうに思うわけでありまして。したがって、私は、やはり物の考え方の整理というのが、今後、特別委員会等の中で議論が必要になってくるのではないかなというふうに思います。

私の住んでいるところも田舎の奥のほうでありますから、そんなに大きなことは言えませんが、しかし、地域の中で年寄りと一緒に頑張っておるまちづくりの皆さんとか、我々地域の人間とか、そういう者が活動しておることを否定するような発言もあったように聞いております。そこらのところはやっぱりちょっと議論が統一できてなかったのではないかなと思うんですが、委員長としてはどういうふうに捉えられたか、お聞きしたいと思います。

○議長（新家良和君） 小田委員長。

○議員定数等調査特別委員長（小田伸次君） ですから、今回の委員長報告は、1つの意見としてまとめたんじゃない、こういう様々な意見がありましたという形での報告になっておりまして、結果として、結論として、採決したりして数を調整したり、答えを1つにはしておりませんので、そういう報告書として様々な意見がありましたという報告にさせていただいておるわけがあります。

○議長（新家良和君） ほかに。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） それなら、十四、五回も六回も会議を重ねることの意味というものが私には理解できなくなってくるんですね。だったら1回か2回で、それで終わりでもいいんじゃないですか。もうこがな意見が3つも4つも出ましたよと。それならそれで終わりの話でしょう。十四、五回も回を重ねたというのは、それだけ緊張感を持ってクオリティーの高い議論が進め

られたというふうに私は受け取ったわけです。だけど、物事にはどうしても固定できないものがありますよね。そここのところで委員長が悩まれたという部分なら話は分かるんですけども、しょうがないけん、3つも4つもこういう意見が出たんだというのでは、あまりにも責任がないように思いますが、いかがでしょうか。

(議員定数等調査特別委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 小田委員長。

○議員定数等調査特別委員長(小田伸次君) 14回の委員の出席を求めてこの委員会を開催したことは、決して皆さんが曖昧な機会として発言をされておられませんし、それなりに資料もしっかりと提供していただき、いろんな様々な意見を頂いて行った委員会であったというふうに私は思っております。

ただ、残念なことに、1つの意見としてまとめることができなかった。これは私の力不足なのかもわかりませんが、多様な意見があったということで、これを1つにまとめることはできませんでしたが、そういうことで、今、議長のほうに報告させていただきました。そして、先ほども言いましたけども、議会報告書のほうで、今までの流れ、皆さんからどういう意見が出たかというのは、十分、自由討議としてそれはしてもらったというふうに思っておりますので、私は委員会は皆さん本当に真摯に取り組んでいただいたというふうに思っております。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

本件については、ただいまの委員長報告をもって調査終了することといたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議員定数等調査特別委員会の調査は終了といたします。

ここで一旦、議場内の換気のため休憩といたします。再開は11時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時17分——

——再開 午前11時25分——

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第5、報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第1号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第1号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、令和3年9月15日に、三次市十日市中四丁目4番5号地先、市道十日市堂山線の路上で発生した道路側溝グレーチングの跳ね上げによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第17号 三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第18号 三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第19号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第20号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第21号 三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第22号 三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第23号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第27号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第29号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第6、議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）から議案第30号三次市水道事業給水条例の

一部を改正する条例（案）までの議案14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第17号から議案第30号までの議案14件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告に係る人事院規則の改正及び国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に鑑み、三次市職員の育児休業等に関する条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、三次市職員の育児休業等に関する条例の一部改正により、非常勤職員の育児休業取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい環境整備を図る措置を規定しようとするもの、また、三次市職員の給与に関する条例の一部改正により、職員の期末手当の支給月数を年2.55月から年2.40月に改定するとともに、令和3年12月期の期末手当の減額相当分を令和4年6月期の期末手当から減額する措置を規定しようとするものであります。

次に、議案第18号三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、公益通報者保護法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、公益通報者の範囲について、退職後1年以内の者を対象とすること等のほか、条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第19号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第20号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市下作木下集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から、三次市下作木下集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第21号三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市山の学校のグラウンド等におけるキャンプ泊利用に伴う利用料金を設定すること等に伴い、関係条例である三次市山の学校設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、野外集会場及びグラウンドにおけるキャンプ泊の利用料金を設定すること、また、体育館利用料金について、他の体育館と同一の利用料金に改正しようとするものであります。

次に、議案第22号三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市交通観光センターの設置目的である観光客等の利便性の向上並びに観光及び交流情報の受発信の強化を図るため、関係条例である三次市交通観光センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、三次市交通観光センター2階の多目的スペースを観光案内所に変更しようとするものであります。

次に、議案第23号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、スマートフォンなどの通信機器と個人番号カードを利用した証明書発行サービスの運用を開始することに伴い、関係条例である三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、印鑑登録証明書の交付申請について、従来の方法に加え、個人番号カードを利用した申請方法を規定するものであります。

次に、議案第24号三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、災害の被害認定基準について定める内閣府政策統括官（防災担当）通知が令和3年6月24日に改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、災害の被害認定基準が細分化されたことに伴う文言整理のほか、介護保険法施行規則の改正に伴う減免基準の変更を行おうとするものであります。

次に、議案第25号三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、グループホームみらさかを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表からグループホームみらさかの名称及び位置を削るとともに、健康トレーニング機器の利用に関する文言を削ろうとするものであります。

次に、議案第26号三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御

説明申し上げます。

本案は、三次市みわ郷土伝習館を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第27号三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉法による放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準が見直されたこと等に伴い、関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、放課後児童クラブの利用児童が一支援単位20人未満の場合に限り、放課後児童支援員等の確保が困難な場合には、児童の安全確保対策を講じた上で1人配置とすることができる規定を設けようとするものであります。

次に、議案第28号三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、君田鑄原農事組合簡易ライスセンターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第29号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次工業団地に隣接した新たな産業用地に企業立地を促進するため、関係条例である三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、当該産業用地に地盤改良奨励金を適用しようとするものであります。

最後に、議案第30号三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、旧上水道地域の水道料金と旧簡易水道地域の水道料金を同一料金とするため、関係条例である三次市水道事業給水条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、旧上水道地域に講じていた水道料金の経過措置を2年かけて段階的に解消し、旧簡易水道地域の水道料金の算定方法に統一しようとするものであります。

以上、議案14件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） 1点目として、議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例改正についてお伺いします。

この条例改正について、施行日が令和4年4月1日と、期限が施行日まで僅かしかありませんが、特に、職員が育児休業を取得しやすい環境整備を図るという項目が追加されていますが、それに関して、体制の準備等整えておられるのかお伺いします。

それともう一点、議案第19号三次市消防団員等公務災害補償条例の改正案についてお伺いします。

これは、現状、三次市において年金を担保に出されている方がいらっしゃるのか。また、いらっしゃるとしたら、条例改正により繰上げ返済等、不都合が発生することがないのかお伺いします。

以上2点です。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

○総務部長(細美 健君) 議案第17号によります育児休業の周知・相談体制についてでございますけれども、現在におきましても、非常勤職員、実際には会計年度任用職員の方になられますけれども、こうした方につきましては、まず、雇用の早期に際しまして様々な制度の説明をするような簡単な資料も用意しております、そういうところの機会を捉えてきちんと制度の説明をさせていただくようにしておりますし、また、職員等につきましても、現在も、職員の場合、産休ですとか育休、こうしたものを早い段階におきまして相談にきちんと乗って、その休暇制度の計画的取得、こうしたものを促すような対応をしておりますので、そうした点では、今後、今の現在の体制をしっかり継続いたしまして、職員、会計年度職員に広く制度の活用を促していくよう考えておるところでございます。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

○危機管理監(川村道典君) 議案第19号の三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)でございますが、御質問の、今、三次市にその該当者がおられるかということになりますと、遺族補償年金を受給されておられる方がおられます。ただし、その方が年金担保の融資を受けておられるかどうかということについては把握をしておりません。

それから、制度的には、現に融資を受けておられる場合には繰上げ返済等は発生いたしませんし、これまでどおり返済していただくということになりますが、新規の貸付けは制度としてなくなるということでございます。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) 議案第17号のほうに関しては現状でもできているということですが、制度改正、1年以上の要件撤廃ということもありますので、この辺はしっかり周知していただきたいと思います。

次に、議案第19号ですが、遺族年金を受給されている方がいらっしゃるという部分で、年金を担保できなくなるので、場合によっては不都合も今後出てくることもあろうと思いますが、制度終了の案内等をされていくのか。また、今後、家計に関して支援が必要な場合も出てくると思いますが、代替支援の周知等を該当者にはされていくのかお伺いします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 川村危機管理監。

○危機管理監（川村道典君） 該当の方に、この年金担保融資を受けておられるかどうかは把握しておりませんが、必要であれば、こういった制度について御案内をさせていただくということをはしていきたいと思います。

それから、基本的には生活費である年金を担保にするということについて、本来ではないのではないかというかつての議論から、この年金担保融資という制度は廃止していくという国の方針に沿った対応であります。代替措置としては、生活福祉資金貸付け等でしていくというふうに国のほうでは方針としておられるところです。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございませんか。

（12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 藤岡議員。

○12番（藤岡一弘君） それでは、議案第30号三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）から2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、今回、旧上水道地域、旧三次市の水道料金を2年かけて段階的に上げていくというところについてなんです、令和2年から令和3年にかけて水道使用料金等検討委員会が開催されたかと思います。その委員長報告において、報告書が令和3年5月21日に提出をされました。この中身を見させていただきますと、コロナ禍における経済情勢、社会情勢を踏まえて、最終的に料金を改定する場合は決定していただきたいというふうに記載がございました。今回、コロナ禍ということもあり、なかなか社会情勢も不安定な中で、今回上程をされたその判断の理由のところをお聞かせ願いたいというのが1点目。

そして2点目ですが、今回影響を受けるであろう給水人口は約3万4,000人ほどではないかなと思います、今後、水道料金改正に当たってどのように告知をされていくのか、お考えを質問いたします。

（水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 明賀水道局長。

○水道局長（明賀浩富君） 今回のタイミングで条例を提案させていただいた理由についてでございますが、先ほど議員も御指摘を頂きましたが、令和3年の5月に検討委員会のほうから御報告を頂いております。それ以降、改定の時期をずっと見極めておったわけでございますが、この5月でもう1年になってしまうというタイミングで、最近の経済状況といたしまして、オミクロン株という感染状況、こちらについての懸念はあるものの、国内景気は穏やかに回復するという見通しも出てきております。この不透明な景気動向に鑑みまして、先ほども御紹介いただきましたが、2段階での料金改定をすることで、家計への影響を少しでも緩和して、さらには、周知期間を十分取ることで事前の備えをしていただけるよう、令和4年10月1日を改定日とさせていただきます、今回提案をさせていただいたものでございます。

委員長報告のほうにもございますが、何よりも料金を上げるという考え方よりも、三次市内において旧の三次市の水道を使用させていただいておる方と、旧の町村部において水道を使用し

ていただいております方について、まだ平成29年4月1日の段階で激変緩和措置を適用しておりますが、そういうことで格差がずっと残っております。この状況はこの4月で5年を迎えようとしていますので、このタイミングで改定をさせていただきたいということで御提案をさせていただきました。

告知についてでございますが、周知期間を十分取っておりますので、ホームページ、市広報、チラシの配布というものを今考えております。三次市のホームページにおきましては、議決を頂きましたら、速やかに広報のほうに掲載をさせていただきたいと。具体的には、5月号と9月号でできたらいいなというふうに思っております。それから、検針時に検針票というものを配っておりますが、その際に一緒にチラシのほうを配布させていただきたいというふうに考えております。そして、今回の条例案は2段階にわたっての改正となりますので、そのことを令和4年度にも、令和5年度にも実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございませんか。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第25号と30号についてお尋ねしたいと思いますけども、三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例でございますが、このグループホームみらさかの施設は今後どのようにされるのか。2点目として、現在入居されているのか、入居されていないのか。入居されているとするならば、その皆さん方はどのようにされているのか。

それから、議案第30号についてでございますが、先ほど、水道料金を統一していくんだということでもありますけども、そればかりでなくして、やはり収入減ということがあろうと思うんですが、このことによって水道会計がどの程度改善されるのか。また、その影響によって、一般会計から水道会計への繰り出しはどの程度少なくなっていくのか。その2点についてお伺いしたいというふうに思います。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長（牧原英敏君） 議案第25号のみらさかグループホームの関係でございますけども、今後につきましては、令和4年度中は現在の指定管理者のほうで指定管理をしていただいて、令和5年4月から民間法人への譲渡のほうを現在進めているところでございます。今後、議決いただいた後は、法人の公募を行いまして譲渡先を決定し、その中で、入所者等の引継ぎ、また、雇用の継続への勤め、そういったものを、今後、譲渡法人と協議をしてみたいということでございます。入所者については、あくまでそのまま継続して入所していただくという条件でございます。

（水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 明賀水道局長。

○水道局長（明賀浩富君） まず、1点目の今回の改定による影響でございますが、まず、4年度

の改定でございますが、こちらにつきましては、10月1日ということで、年度中途になりますので、影響額としましてはあまりないわけですが、見込みといたしましては、それでも約1,100万円程度の赤字になるのではないかという試算をしております。

そして、2段階目の令和5年度の改定によりましてやっと黒字に転じるということで、こちらにつきまして、約4,200万円の純利益に転じるのではないかというふうに推計をしております。このことによります一般会計からの繰り出しについては、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどまた提出させていただきたいと思っております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) グループホームにつきましては、やはり入居者の人に影響のないように取り計らっていただきたいというふうに思っておりますし、水道の関係につきましても、先ほど広報等々ありましたけども、やはりそのことによって皆さん方に大きな影響がないようにということもあろうと思うんですけども、会計としてやっぱり健全化していくということがあろうと思っておりますので、しっかりやっていただきたいというふうに思っております。答弁はよろしいです。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山村議員。

○9番(山村恵美子君) 議案第27号三次市放課後児童健全育成事業のこちらの条例の改正ですけれども、原則的には2人配置ということですが、どうしても1人配置になることをこちらは認められる条例ですけれども、この中で、やはり「安全確保対策を講じている場合は」ということの文言が入っております。この安全確保の対策というのは具体にはどのようなことか。

それから、ソフト面ですけれども、今まで一時的に1人になれる時間があったということですが、そのことに関して、1人になられたときの安全対策マニュアルのようなものは存在するのかということをお伺いしたいと思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐教育次長。

○教育次長(甲斐和彦君) 1人の時間帯の場合の安全対策ということでございますけれども、これまでも、今後においても同じことが言えるんですけども、放課後児童クラブが複数あって、小学校区が同じ場合については、同じ建物や敷地内にある、近くにある児童クラブの支援員との協力体制が可能であるため、そういった協力体制を取っております。

それから、放課後児童クラブが小学校区に1か所しかないという場合もあります。こうしたときには、隣接する小学校や支所等にもお願いをいたしましたり、あるいは、担当課であります文化と学びの課とともに連携をして、緊急等の対応を行っております。

また、登校してきた子供が少ない場合においては、複数の児童クラブを一緒にして、1か所当たり支援員が2人いらっしゃいますので、4人体制で行ったりということで安全対策を講じ

て行っております。

いずれにしても、児童クラブを運営する場合におけるマニュアルに沿って行っていきたく
と思います。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

○9番（山村恵美子君） ソフト面の対応ではなくて、ハード面の具体的な安全対策というよ
うなこ
とがあるのか。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

○教育次長（甲斐和彦君） 子供に何か緊急なことが起こったときの連絡体制はきちとして
おります。ハード面については、施設の巡回を行って、安全かどうかというのは、担当課のほう
で回ったり、担当課にも担当者がございますので、順次回って点検をしております。

（9番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 山村議員。

○9番（山村恵美子君） 従来のマニュアルに沿ってということでしたが、今伺っておりますと、
近隣のそれぞれが共同して安全を保っていくということでしたけども、やっぱり危機的な状況
というのは突然に訪れるものなんですね。特に不審者の侵入などに関しては、本当に瞬時で子
供たちの命が危険にさらされるというところがありますので、そういうところまでしっかり突
き詰めたマニュアル、そして対策を今後は絶対取る必要があると思うんですけども、そこら
辺のことをもっと深めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐次長。

○教育次長（甲斐和彦君） ハード面というところで、監視カメラでありますとかオートロックに
ついては必要に応じて取り付けるようにしております。今後もそういったところを、今、議員
がおっしゃいますところを重視してまいりたいと思います。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第17号から議案第22号ま
での議案6件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第23号から議案第27号までの議案5件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第28号から議案第30号までの議案3件を付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時58分——



- 日程第7 議案第31号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について  
議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
議案第34号 指定管理者の指定について  
議案第35号 指定管理者の指定の変更について  
議案第36号 市道路線の認定について  
議案第37号 損害賠償の額を定めることについて  
議案第40号 工事請負契約の締結について  
議案第41号 工事請負契約の締結について  
議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第7、議案第31号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についてから議案第37号損害賠償の額を定めることについてまで及び議案第40号から議案第42号工事請負契約の締結についてまでの議案10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求めらるる）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第31号から議案第37号まで及び議案第40号から議案第42号までの議案10件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第31号三次市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、計画に、馬洗川堤防線（歩道設置）、備北大橋補修ほか3事業を追加しようとするものであります。

次に、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、新たに穴笠・山岡・京之峽辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、辺地内における市道穴笠島敷線及び市道八次62号線の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、新たに茂田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に

係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、辺地内における市道茂田48号線の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第34号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三良坂ハイヅカ湖畔の森の指定管理者を指定することについて、有限会社ハイヅカ湖畔の森をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第35号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、グループホームみらさかを普通財産に変更することに伴い、指定管理期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第36号市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道十日市440号線及び市道川地258号線の市道認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第37号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月5日に、三次市南畑敷町字大仙10084番39地先で発生した給水管からの漏水を原因とするガス管損傷事故の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第40号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市新学校給食調理場建設工事建築主体工事につきまして、一般競争入札を令和4年2月17日に執行いたしました。1社による入札の結果、13億20万円で株式会社加藤組が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第41号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市新学校給食調理場建設工事電気設備工事につきまして、一般競争入札を令和4年2月17日に執行いたしました。1社による入札の結果、3億800万円で光栄電工株式会社が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第42号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事につきまして、一般競争入札を令和4年2月17日に執行いたしました。1社による入札の結果、5億8,630円で株式会社中電工・備北設備工業株式会社(仮称)三次市新学校給食調理場建設工事機械設備工事共同企業体代表者、株式会社中電工三次営業所が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めよ

うとするものであります。

以上、議案10件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第31号の三次市過疎地域持続的発展計画の変更で、馬洗川堤防の180メートル、7.2メートルの、これは場所はどこになるんですか。前に聞いたとき、対象にならんとか言われとったような気がするんですが、これは別の場所ですかね。

それが1つと、それから、議案第40号、41号、42号の工事請負契約の締結ですが、（仮称）三次市新学校給食調理場建設についてですが、いずれも平面図はあると思うんですが、実施設計の中身の立面図や断面図や展開図や完成予定図や備品、外構図、設備等の説明はなかったと思うんですが、これはいつ説明をするんですか。お伺いいたします。

（経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宮脇経営企画部長。

○経営企画部長（宮脇有子君） 馬洗川堤防線の場所でございますが、生涯学習センターのカーブの辺りから図書館の先までの馬洗川の堤防沿いになります。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐教育次長。

○教育次長（甲斐和彦君） 基本設計を説明して以来、実施設計を進めてきたわけですが、その内容は大きく変わっておりませんが、図面とか、そういった関係資料について、どのような形で提示をさせていただくか検討して、また回答したいと思います。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第40号から42号に関してでございますけれども、建築主体工事ほか2件の工事請負費というのは21億9,450万円ということですが、これは継続費でございますので、合計してオーケーだろうというふうに思いますが、この工事の契約の中で、前払金というのがあると思うんですね。それは何%お支払いになるのかということをお伺いしたいと思いますし、次の2点目として、令和3年度と令和4年度の年割額から工事請負費の契約額を差し引くと3億1,290万円ということになりますので、厨房機器はどうなるかということですが、これではちょっと少ないだろうと。どこかの工事へ含まれているだろうというふうに思いますが、どの工事へ厨房機器は含まれて、その厨房機器の選定において、厨房機器の業者はいろいろあって、同等品以上ということになるとなかなか難しいのではないだろうかというふうに思うんですが、その選定はどのようにして行うのか。同等品以上のものがぴしゃっと整理して行うことになるのか、あるいは、設計の中に比較的にもう決めていらっしゃる

のか。そこらのところ、どのようになるかということをお伺いしたいというふうに思います。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 甲斐次長。

○教育次長(甲斐和彦君) 前払金については、請求があれば40%までは支払えることになっておりますので、求めに応じて支払いは行っていきたくと思いますけれども、3つの合計で、その40%は8億7,780万円となります。厨房機器については、この厨房機器というのが調理場の中核を成す重要な設備でございまして、給食の安全・安心というところへ大きく影響いたします。この厨房機器については、建築主体工事の中に含めております。その厨房機器をそれぞれ仕様を決めまして、設計管理者と、また市の担当者のほうで、その仕様に合っているかどうかを確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) それでは、議案第37号、水道管のところの損害賠償の額を定めることについてから2点ほど質問をさせていただきます。

今回、南畑敷におきまして、給水管の漏水による、いわゆる噴き出た水が砂利や砂を巻き込んで隣にあったガス管に穴を空けるといふ、いわゆるサンドブラスト現象というものが原因で今回のことが起きてしまったというふうに伺っております。まず、そもそも給水管が漏水したところの原因ですね。老朽化なのか、または何か特有の理由があったのかというものをお聞かせ願いたいのが1点。

それと、2点目なんですけれども、今回、保険適用で、免責額5万円を除き保険適用というふうにはなっているんですが、同じような事案が発生し得るのかどうなのか、そのところをどのように分析をされているのか、見解を教えてくださいたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 明賀水道局長。

○水道局長(明賀浩富君) まず最初に、原因についてでございますが、ここに布設をしております給水管が塩化ビニール管でございますが、昭和48年に布設をしたもので、今48年を経過しておるといふことで、老朽化によるものだというふうに理解をしております。

それから、保険適用で今回は免責額以外のものはお支払いをさせていただくんですが、同じような案件は、ガス会社さんのほうで確認をさせていただいて、今回の地区を含めて3地区あるというふうにお聞きをしております。その中でも、今回の場所は一番老朽化が進んでおるといふことで、この地区については、同じことが再発しないように、早い段階で老朽管の更新をかけていきたいというふうに考えております。あとの地域につきましては、全市的に漏水調査を毎年継続してやっておりますが、特にこの辺りについて調査のほうに注力をしていきたいというふうに思います。

○議長（新家良和君） ほかにございますか。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） では、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてお伺いします。

この中で、辺地を構成するまちについて、三次市穴笠町となっておりますが、実際の整備の中身を見ますと、市道穴笠畠敷線八次62号線となっております。これは、先日、担当課より御説明いただいて、八次地区内というふうにお伺いしておりますが、この辺、ずれがあってもよろしいのかについてお伺いします。

（経営企画部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宮脇経営企画部長。

○経営企画部長（宮脇有子君） 辺地と申しますのが、50人以上人がいないと辺地として認められないということもございまして、もともとばらばらであったところを生活圈等が一体であるということで穴笠・山岡・京之峡というふうには辺地としてまとめさせていただいております。この辺地の中を通る道路でございますので、該当になるというふうに解釈しております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第31号から議案第33号までの議案3件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第35号及び議案第40号から議案第42号までの議案4件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第34号、議案第36号及び議案第37号の議案3件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第10号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第8、議案第10号令和3年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第10号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第10号令和3年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億万2,840円を追加し、補正後の総額を421億7,812万9,000円にしようとするものであります。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る経費7億1,203万6,000円を追加しようとするものであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円の給付を行おうとするものであります。対象は約7,000世帯を見込んでいます。市広報紙の3月号で周知を図るとともに、令和3年度の非課税世帯を対象として通知を行い、対象となる世帯を確認し、年度内に給付を開始する予定です。また、家計急変の世帯の方についても、併せて申請書の受付を開始します。

民生費は、保育士等処遇改善臨時特例補助金1,610万円、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金26万4,000円、合わせて1,636万4,000円を追加しようとするものであります。

本事業は、保育士及び放課後児童支援員等の職員に対して3%程度の処遇改善を行う民間の施設等に、賃金改善に要する経費を補助しようとするものであります。対象施設は11施設であり、保育士については、民間委託保育所3所、私立保育所2施設、認定こども園1施設、地域型保育事業所4施設を対象とし、放課後児童支援員については、民間委託している1施設を対象に補助金を交付する予定です。対象期間は令和4年2月から9月までの8か月間とします。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金7億1,203万6,000円など、合わせて7億2,840万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業ほか2件について追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 歳入についてちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、民生費の国庫補助金で保育士等処遇改善臨時特例交付金というのがありますが、これを充てているのは、民間の保育所とか、あるいは放課後児童クラブのところへ充てておりますけども、市が設置している保育所へ対しての、保育士へ対しての処遇改善ということについて、国のほうから交付金が補助金として出されるのかどうか。また、そのことによって、市の年度内の任用職員へ対しての処遇改善というのは行われるのかどうか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

○総務部長(細美 健君) 市立の保育所のいわゆる保育士、それから放課後児童クラブの支援員についてでございますけども、国から示されておりますのは、官民を問わず、保育士、支援員に対する支援でございます。この内容に沿って取り組む予定でございます。しかしながら、現時点におきましては、まだその制度の詳細、いわゆる引上額等々でございますけども、こういった点につきまして職員団体と協議中でございます。

また、予算につきましては、現時点の予算の範囲内で対応できるものと思っておりますので、民間と同様に、年度内に2、3月分のを支給したいという方向で調整をしておるところでございます。当然にこの財源として国庫から補助金が頂ける予定であります。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

○11番(新田真一君) 今の保育士等への処遇改善の特例事業につきまして質問します。

民間の保育士さん、あるいは市が委託しているところの保育士さん等への処遇改善、これは今の3%程度の賃金アップということになるんだろうと思うんですけど、先ほど、市でやっつの保育所どうこうあったんですけど、私が質問したいのは、この3%の処遇改善によって、民間委託しているところと市立の保育士さんの給与格差、逆転というのは生まれないだろうか。さらに言えば、会計年度職員等によって使われている保育士さんとの給与の格差というか、逆転現象が起きたりはしないんでしょうか。起きたら、民間委託している意味がなくなるのかなと。さらに言えば、今、保育士不足ですよ。なかなか会計年度、年間を通して保育士さんが埋まっていない。そこらの状況も相まって、その3%の処遇改善が与える、そういった賃金格差を埋める、逆転するというような影響というのはないんでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

○総務部長(細美 健君) 私立、市立を問わず、今回の制度につきましては、お1人当たり収入3%分、月額で9,000円と言われておりますけれども、これを支給、それぞれ、例えば市立でしたら市に入ってくるということになりますが、その中の財源を使って、どのように誰に幾ら賃金を上げるかという部分につきましては、それぞれの、市でしたら市、私立でしたらそこを運営されている団体、ここの判断によることになっております。ただ、頂いた補助金を全額処遇改善に使えば、全員を一律に上げる必要もないというふうなことになっておりますので、結果としては分かりかねますが、仮に国の処遇改善の制度と同じように全員を9,000円上げれば、民間の方も9,000円上がりますし、市の会計年度職員も9,000円上がります、市の正規職員も9,000円上がるということで、そういう意味合いで申しますれば、もともとの給与差が埋まる、もしくは逆転する、こういうことは制度上は起きないということになるかと思っております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 9,000円というのは一律の値段なんですかね。私は3%という率を勘違いしていたんですか。だから、9,000円は平均値ですよ。でも、それが仮に行われても、私が特に心配するのは、会計年度職員の保育士さんの若い方と、民間委託されているところ、これが逆転していいか悪いかというところとちょっとあれなんですけど、聞きたいのは、私立のそれぞれの保育園や放課後教室のところが、要はその判断によって、賃金改善に全て充てるか、あるいは全体の処遇をどうやっていくかというのを判断されるということですよ。さらに言えば、この制度の補助金って9月までですよ。10月からは国の補助は基本ないものですよ。しかも、今のところ、国は、10月からは自前で頑張ってもらってほしいという制度ですね。それによっては、私立は、うちはええとかいう私立の保育園が出てこないかどうか心配するんですけど、10月、先までうちはとても面倒見れんけ、やめとくというようなことはないのかどうか。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） この国の事業におきましては、2月から9月分という期間につきましては、公立、私立とも、この交付金により措置されます。10月以降につきましては、私立につきましては公定価格の改定ということで措置されていきますし、公立については地方交付税措置というようなことになります。

それから、3%、9,000円というところなんですけれども、実際に施設へ補助金を交付する際の算定基礎でございますが、いわゆる職員の人数というわけではございませんで、まずは年齢別の補助基準額というのがございます。児童の年齢別の補助基準額、それに掛けることの一月当たりの平均の年齢別の児童数。つまり、基準額掛けの児童数、掛けることのその期間、今回は8か月ということになりまして、その金額が施設へ対して補助されるということになります。その補助された金額をどのような方法で、どのように配分するかというのは、どのような職員の範囲まで配分するかというのは、その施設に任せられているというような内容になります。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号令和3年度三次市一般会計補正予算(第12号)(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第11号 令和3年度三次市一般会計補正予算(第13号)(案)

議案第12号 令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第13号 令和3年度三次市診療所特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第14号 令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第15号 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第16号 令和3年度三次市病院事業会計補正予算(第3号)(案)

○議長(新家良和君) 日程第9、議案第11号令和3年度三次市一般会計補正予算(第13号)(案)から議案第16号令和3年度三次市病院事業会計補正予算(第3号)(案)までの議案6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第11号から議案第16号までの議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第11号令和3年度三次市一般会計補正予算(第13号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億2,513万2,000円を追加し、補正後の総額を430億326万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、旅費の実績を見込み、300万円を減額するなど、合わせて582万6,000円を減額。

総務費は、職員の退職手当4,693万円を追加するものの、総務一般管理経費7,477万8,000円を減額するなど、合わせて1億2,195万1,000円を減額。

民生費は、後期高齢者医療経費9,934万6,000円を減額するなど、合わせて1億8,486万9,000

円を減額。

衛生費は、健康推進経費3,399万6,000円を減額するものの、新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種経費8,985万2,000円を追加するなど、合わせて1億3,391万8,000円を追加。

農林水産業費は、県営事業負担金713万7,000円を追加するものの、小規模崩壊地復旧経費4,000万円を減額するなど、合わせて9,337万4,000円を減額。

商工費は、観光推進経費2,471万1,000円を減額するなど、合わせて3,271万1,000円を減額。

土木費は、建築確認等事務経費1,702万6,000円を減額するものの、除雪に係る道路管理経費9,000万円を追加するなど、合わせて5,240万4,000円を追加。

消防費は、一部事務組合経費2,056万4,000円を減額するなど、合わせて2,208万3,000円を減額。

教育費は、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策事業3,195万円を追加するものの、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿・聖火リレー三次市実行委員会補助金5,994万4,000円を減額するなど、合わせて5,027万3,000円を減額。

災害復旧費は、令和3年8月の大雨による農地・農業用施設、林業施設の災害復旧事業3億7,030万円を追加するなど、合わせて3億3,030万円を追加。

公債費は、長期債償還金1億6,474万8,000円を減額するものの、長期債繰上償還金10億41万6,000円を追加するなど、合わせて8億1,959万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

市税は、新型コロナウイルス感染症による経済活動等への影響を想定し、落ち込みを見込んでいたものの、影響が少なかったため、6億9,582万5,000円を追加。

地方特例交付金についても、市税の落ち込みを補填するものでありましたが、補填額の減少を見込み、3億1,131万9,000円を減額。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金（耐震化事業）1,504万3,000円を減額するものの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金6,029万2,000円を追加するなど、合わせて5,855万7,000円を追加。

県支出金は、林業・木材産業等競争力強化対策事業補助金3,272万円を減額するものの、現年災害農業施設復旧費補助金2億314万8,000円を追加するなど、合わせて2億6,978万2,000円を追加。

財産収入は、不動産売払収入690万円を追加。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、指定寄附金2,462万3,000円を追加。

繰入金は、繰上償還の財源として減債基金繰入金3億6,000万円を追加するものの、財政調整基金繰入金6億4,614万4,000円を減額するなど、合わせて6億1,928万7,000円を減額。

諸収入は、市町村振興協会市町交付金322万9,000円を追加するなど、合わせて499万9,000円を追加。

市債は、臨時財政対策債2億4,792万円など減額するものの、病院事業会計繰出債3億6,950万円を追加するなど、合わせて3億2,618万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、7ページ、8ページ記載の第2表のとおり、音声告知放送機械更新事業ほか32件について追加し、公共施設改修・解体事業ほか8件について金額を変更しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、9ページ記載の第3表のとおり、庁舎改修等事業ほか18件について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第12号令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ246万2,000円を減額し、補正後の総額を53億1,340万9,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、特定健康診査等に係る精算による返還金を追加し、診療所特別会計への繰出金等を減額しようとするものであります。

第2条債務負担行為につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、レセプト点検委託業務について追加しようとするものであります。

次に、議案第13号令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ320万円を追加し、補正後の総額を1億8,816万3,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、診療に係る検査業務委託料及び医薬材料費などを追加しようとするものであります。

次に、議案第14号令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,413万円を減額し、補正後の総額を70億3,314万7,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、要介護認定、介護予防に関する経費を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ697万2,000円を減額し、補正後の総額を8億5,979万1,000円にしようとするものであります。

その内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

次に、議案第16号令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債及び棚卸

資産購入限度額の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、入院患者数の業務量を変更しようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、医業外収益13億8,778万円を追加するなど、収益的収入の総額を101億6,355万円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、医業費用1億268万2,000円を追加し、収益的支出の総額を93億7,587万5,000円にしようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、企業債3億7,120万円を減額するなど、資本的収入の総額を8億5,310万1,000円にしようとするものであります。

第5条企業債につきましては、資産購入の起債限度額について3億7,120万円を減額し、3億9,320万円にしようとするものであります。

第6条棚卸資産購入限度額につきましては、限度額を27億3,261万5,000円にしようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） ただいま議題となっております議案第11号から議案第16号までの議案6件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第16号までの議案6件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第10 議案第1号 令和4年度三次市一般会計予算（案）
議案第2号 令和4年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第3号 令和4年度三次市診療所特別会計予算（案）
議案第4号 令和4年度三次市介護保険特別会計予算（案）
議案第5号 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第6号 令和4年度三次市土地取得特別会計予算（案）
議案第7号 令和4年度三次市病院事業会計予算（案）
議案第8号 令和4年度三次市水道事業会計予算（案）
議案第9号 令和4年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（新家良和君） 日程第10、議案第1号令和4年度三次市一般会計予算（案）から議案第9号令和4年度三次市下水道事業会計予算（案）までの議案9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第9号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号令和4年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ375億8,000万円を計上し、前年度予算に比べ5億5,000万円、率にして1.5%増の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの23の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて64億4,616万5,000円を計上。

地方譲与税は、自動車重量譲与税など、合わせて4億8,967万5,000円を計上。

利子割交付金は636万9,000円を計上。

配当割交付金は2,514円を計上。

株式等譲渡所得割交付金は3,396万4,000円を計上。

法人事業税交付金は1億375万円を計上。

地方消費税交付金は11億7,052万6,000円を計上。

ゴルフ場利用税交付金は556万8,000円を計上。

自動車取得税交付金は、存目として1,000円を計上。

環境性能割交付金は6,786万9,000円を計上。

地方特例交付金は6,244万9,000円を計上。

地方交付税は143億5,075万4,000円を計上。

交通安全対策特別交付金は845万2,000円を計上。

分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金など、合わせて3億1,050万1,000円を計上。

使用料及び手数料は、市営住宅などの使用料など、合わせて2億8,938万6,000円を計上。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金など、合わせて36億3,310万1,000円を計上。

県支出金は、中山間地域等直接支払補助金など、合わせて27億9,414万1,000円を計上。

財産収入は、物品貸付料などの財産貸付収入など、合わせて2億5,825万2,000円を計上。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、合わせて7,000万1,000円を計上。

繰入金は、過疎地域持続的発展基金繰入金など、合わせて12億8,642万5,000円を計上。

繰越金は、存目として1,000円を計上。

諸収入は、貸付金元利収入など、合わせて6億7,912万7,000円を計上。

市債は、学校給食施設整備事業債など、合わせて54億8,838万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は2億7,458万1,000円を計上。

総務費は、自治活動支援経費など、合わせて54億7,146万1,000円を計上。

民生費は、障害者自立支援経費など、合わせて98億4,252万3,000円を計上。

衛生費は、病院事業会計経費など、合わせて28億7,679万6,000円を計上。

労働費は、労働金庫預託金など、合わせて2億820万1,000円を計上。

農林水産業費は、中山間地域等直接支払経費など、合わせて20億8,870万4,000円を計上。

商工費は、観光推進経費など、合わせて6億9,559万4,000円を計上。

土木費は、道路橋梁維持経費など、合わせて40億197万2,000円を計上。

消費費は、消防団経費など、合わせて13億5,418万2,000円を計上。

教育費は、学校給食調理場整備経費など、合わせて40億3,251万5,000円を計上。

災害復旧費は、令和3年8月大雨災害に係る農地・農業用施設及び公共土木施設復旧費など、合わせて9億3,654万4,000円を計上。

公債費は、長期債償還金など、合わせて57億6,692万7,000円を計上。

予備費は3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、9ページから11ページ記載の第2表のとおり、指定管理者制度を導入する施設に係る指定管理料ほか41件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、12ページから13ページ記載の第3表のとおり、公共施設等整備事業ほか45事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を60億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第2号令和4年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億9,305万6,000円を計上し、前年度予算に比べ2,236万8,000円、率にして0.4%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、レセプト点検委託業務ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号令和4年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。
25ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,331万3,000円を計上し、前年度予算に比べ3,564万円、率にして20.1%増の予算となっております。

次に、議案第4号令和4年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

31ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億2,816万2,000円を計上し、前年度予算に比べ7,311万4,000円、率にして1.1%増の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

37ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,199万3,000円を計上し、前年度予算に比べ1,849万6,000円、率にして2.2%増の予算となっております。

次に、議案第6号令和4年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

43ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ552万2,000円を計上し、前年度予算に比べ5万6,000円、率にして1%増の予算となっております。

次に、議案第7号令和4年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量、第1号業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は、年間延べ26万626人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ9万4,900人、外来患者については、年間延べ16万5,726人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入3億円、施設整備事業8,150万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益93億7,958万円、支出は、病院事業費用93億7,813万6,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入3億5,069万5,000円、支出は、資本的支出16億1,087万8,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12億6,018万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、医療機器の保守管理業務委託に要する経費ほか11件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするもの

であります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を27億4,630万9,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

次に、議案第8号令和4年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万9,785戸、年間総給水量452万5,225立方メートル、1日平均給水量1万2,398立方メートル、建設改良費は8億3,966万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、水道事業収益18億1,063万2,000円、支出は、水道事業費用17億7,150万6,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入7億9,948万円、支出は、資本的支出14億3,780万円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億3,832万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか2件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業及び現年災害水道施設復旧事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を2億9,757万1,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を669万3,000円に定めようとするものであります。

最後に、議案第9号令和4年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市下水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積1,278ヘクタール、年間総処理水量281万6,340立方メートル、1日平均処理水量7,716立方メートル、建設改良費は8億8,283万1,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。下水道事業収益及び下水道事業費用はともに21億9,579万3,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入13億

2,292万4,000円、支出は、資本的支出18億8,310万1,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億6,017万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、下水道施設整備事業、資本費平準化及び特別措置分について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を9億6,269万1,000円に定めようとするものであります。

第11条は、重要な資産の取得について定めようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの議案9件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの議案9件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第38号 令和4年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

議案第39号 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第11、議案第38号令和4年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）及び議案第39号令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）の議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第38号及び議案第39号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第38号令和4年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申

上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億5,814万7,000円を追加し、補正後の総額を382億3,814万7,000円にしようとするものであります。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業5億3,361万1,000円を追加。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業9,453万6,000円を追加。

予備費は、新型コロナウイルス感染症の緊急対応及び不測の事態への備えとして3,000万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億1,033万6,000円を追加するなど、合わせて5億687万2,000円を追加。

県支出金は、チャレンジ・里山ワーク拡大事業補助金150万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金1億4,977万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、議案第39号令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、補正後の総額を2億1,731万3,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、市が運営する国保4診療所において、感染対策を徹底し、診療体制を維持・確保のするための施設整備、備品購入等を行おうとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号の議案2件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号及び議案第39号の議案2件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 陳情第1号 「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについて

○議長（新家良和君） 日程第12、陳情1件を議題といたします。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第1号「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力（株）に決議したことを通知することについては総務常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、今定例会に関して御案内させていただきます。

来週2月28日月曜日から3日2日水曜日までの3日間、12人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思いますので、傍聴を希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 2時 8分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年2月25日

三次市議会議長 新 家 良 和

会議録署名議員 大 森 俊 和

会議録署名議員 齊 木 亨